

# 確定申告の日程

できるだけ日程表のとおりに申告してください。

月日(曜)	対象地区		
	午前8時45分～11時	午後1時～4時	会場
2月16日(月)	根雨5区、小原	濁谷、三谷地区	開発センター
17日(火)	門谷	別所、貝原	
18日(水)	金持	津地	
19日(木)	野田	下榎1区	
20日(金)	根雨6区	上本郷	
23日(月)	舟場	根雨3区	
24日(火)	秋縄	下榎2区	
25日(水)	根雨4区、榎市	下本郷、三土	
26日(木)	高尾	板井原、根雨2区	
27日(金)	後谷、根雨1区	安原	
3月1日(月)	根雨地区補足	根雨地区補足	

月日(曜)	対象地区		
	午前9時～11時	午後1時～4時	会場
3月3日(水)	上上菅	福長地区	町公民館
4日(木)	下上菅、中上菅	中菅地区	
5日(金)	黒坂6区、小河内地区	黒坂5区	
8日(月)	黒坂1区	下菅、黒坂下3区	
9日(火)	久住、黒坂7区	黒坂上3区、黒坂4区	
10日(水)	下黒坂地区	黒坂2区	
11日(木)	黒坂地区補足	黒坂地区補足	
12日(金)	予備日		役場
15日(月)	予備日		住民ふれあい課

営庶業の人の相談は  
米子税務署へ

今年から申告期間中の米子  
税務署員による申告納税相談

がなくなりました。主に営庶業の人で、相談がある場合は、米子税務署(電話0859-324121)に問い合わせてください。

申告に必要なもの  
忘れずにご持参ください  
申告の時には次のものが必要です。必ずご持参ください。

税務署から申告書が送付されている人は、その申告書と事業所得などのある人は同封の収支内訳書。  
農業所得がある人は、収支

の内訳がわかる書類。

印鑑

給与、年金などのある人は

源泉徴収票。

医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書と保険などで補てんされる金額の

明細書。

生命保険料控除、損害保険料控除のある人は、支払った保険料の証明書。

住宅取得等特別控除を受ける人は、登記簿謄本、住民票抄本、工事請負契約書、住宅取得資金に係る借入金年末残高証明書。

公共事業で土地や家屋の買収があった人は買取証明書。

山林、土地の譲渡があった人は、売買契約書。

還付申告の場合には、還付金の振り込み先の口座番号のわかるもの(本人名義の口座)。

問い合わせ先

■役場住民ふれあい課  
(電話 72-0333)

■米子税務署  
(電話 0859-32-4121)